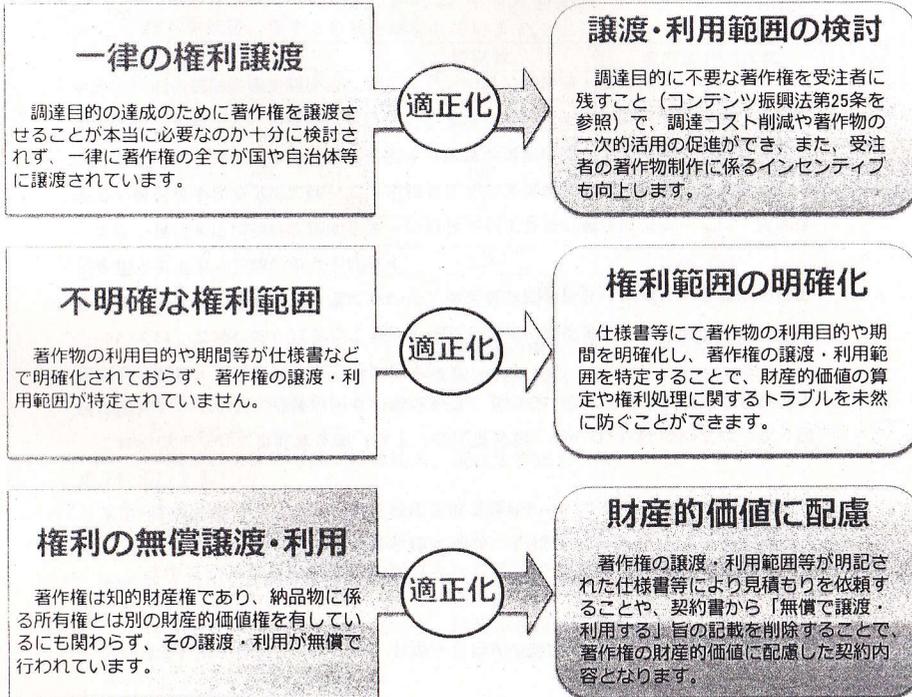


官公需における印刷発注では
著作権の権利範囲を明確化して、財産的価値に留意しましょう！

【官公需における印刷発注の問題】



納品物の電子化データ（所有権）についても、著作権と同様に、**譲渡の必要性を検討の上**、納品が必要な場合は仕様書へ明記し、その**財産的価値に配慮**してください。

官公需法に基づく「平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」
 （平成29年7月25日閣議決定）を改定しました！

「平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（抜粋）」
 （知的財産権の取り扱いの明記）
 国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。また、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするよう努めるものとする。（※改定により下線部を追記）

全国ではこんな事例があります！

著作権の二次的活用

愛媛県今治市の印刷会社では、作成したご当地キャラクターの著作権を印刷会社に残すことで、キャラクター関連商品の販売等、著作物を二次的活用しています。また、公益目的での使用は原則無償とすることで、市のPR等、行政目的で利用することも可能としています。

受発注者の意見交換や検討委員会の設置

発注側である契約担当者を受注側である印刷企業とが、著作権の取り扱いについて意見交換を行う機会を設けている自治体が数多くあります。

また、著作権取り扱いの適正な運用を推進することを目的とした検討委員会等を設置している自治体もあります。

調達に係る内部マニュアルの作成

経済産業省では、印刷物の調達事務について、担当者向けの内部マニュアルを策定し、このマニュアルに基づき調達手続きを進めることで、著作権の取り扱いの適正化を図っています。